

## 広島県告示第22号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があつたので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和8年1月19日

広島県知事 横田 美香

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県広島市南区京橋町1番23号 戸田工業株式会社 代表取締役社長 久保 恒晃
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市明治新開1番4号 戸田工業株式会社 大竹事業所

### 2 申請の内容

26のロ 無機顔料製造業の用に供するろ過施設1基を新設する。また、既設の26のイ 無機顔料製造業の用に供する洗浄施設1基の使用の方法を変更する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)新設

種類	26のロ 無機顔料製造業の用に供するろ過施設 ((52)セラミックフィルター)
能力	チタン酸バリウムのろ過能力150kg／日
工事着手予定期日	許可後直ちに
工事完成予定期日	着手後3日後
使用開始予定期日	完成後直ちに

使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 ( 使用 の 季 節 的 変 勤 )	0 時～24 時、24 時間 (季節的変動なし)	
	項 目	通 常	最 大
	排出される汚水等の状態	(単位: mg/L)	12～13
	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		12～14
	生物化学的酸素要求量		2
	化学的酸素要求量		4
	浮遊物質量		10
	窒素含有量		5
	磷含有量		< 3
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	0.75	1.5
	汚水等の排出先	総合排水処理施設	

(その2)変更

工 期 等	使 用	種 類	変更前	変更後
			26のイ 無機顔料製造業の用に供する洗浄施設 (22)(23)連続シックナー)	
工事着工予定期日			—	許可後直ちに
工事完成予定期日			—	着手後3日後
使用開始予定期日			—	完成後直ちに
項 目	通常	最大	通常	最大

の 方 法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	4.0	5.0	3.25	3.5
-------------	---	-----	-----	------	-----

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧方法

(1) 縦覧期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月9日（月）まで

(2) 縦覧方法

書面の縦覧場所 広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課

インターネット <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html>